

第5次延岡市障がい者プラン（案）に係る意見募集／意見の概要と本市の考え方

○意見募集期間：令和7年1月17日（金曜日）～令和7年2月6日（木曜日）

○結 果：提出者9人、意見18件

番号	種別	意見の概要	本市の考え方
1	啓発・広報	障がい者について、詳しいことは一般の人にはあまり知られていない。小・中・高等学校で少しずつ教育されているのは知っているが、それ以前の人達は知識があまりないのでは？障がい者とは？健康で何不自由なく生きてきた人にとっては遠い存在であるが、思いもよらぬ社会環境・老化・病気や事故で障がい者になってしまうこともある。誰でも実は背中合わせの関係である。	障がいや障がい者への市民の理解と配慮を促すため、次の施策等に取り組んでいます。 ○延岡市ボランティアセンターによる福祉（ハンディキャップ）体験 ○ふれあい福祉まつりでの点字・手話体験 ○市役所でのVRによるスローモーション体験 ○障がい者週間（12/3～12/9）にあわせた障がいに関する講演会 ○地域に出向いての障がいに関する講座（生涯学習オールガイド） ○延岡パラ・アート作品展（2月頃） ○障がいに関するパンフレット・クリアファイルの配布 ○ヘルプマーク（外見から分からなくても周囲に配慮を必要としていることを知らせるマーク）の交付 ○思いやり駐車場利用者証の交付
2	啓発・広報	ハード面は年々充実してきていると思いますが、障がい者に対する理解、日常的に支える点がまだ足りていないと思います。元気な人でも、自分や家族が障がいを持つことになるかもしれません。助け合い、支え合い、暮らしやすいをモットーに、まずは自分の身近な所に目を向けてみたいと思います。	障がい者へのアンケートの結果、障がい者への理解について11%の方が「深まっている」と回答された一方で、43%の方が「障がい者への理解は以前より深まったがまだ不十分」「深まっていない」と回答されていることから、引き続き啓発・広報に取り組んでいきます。
3	啓発・広報 生活支援	困っている人がいると助けたいと思う人は多いと思います。ただ、障がいは種類が多岐に渡り、もしも助けを必要とする人と接することがあったとしても、自分がどのような手助けができるのか分かりません。子どもの頃に障がいについて知る機会を得ることが人に優しいまちづくりにつながると思います。 「迷惑をかけるかも」と社会参加をためらっている方が参加しやすい場を市が設けてくれることは素晴らしいと思いました。	○市では、各種障がいの特性、困り事、皆でできる助け合いを掲載したパンフレットを作成しています。障がい福祉課窓口で配布していますので、ぜひご活用ください。 ○小・中学校では、通常の学級と特別支援学級、特別支援学校に在籍する児童生徒の交流及び共同学習を推進し、相互に人格を尊重し合う意識づくりに努めています。

番号	種別	意見の概要	本市の考え方
4	啓発・広報 (成年後見)	「成年後見制度」に力を入れていただきたい。	成年後見制度の推進のため、下記の取組を実施しています。 ○成年後見人等の確保のため、法人後見実施事業所に対し、安定的な後見の実施のために3年間の補助 ○成年後見制度のさらなる利用促進に向けた成年後見制度サポーター養成講座の開催 ○中核機関である延岡・西臼杵権利擁護センターによる成年後見制度に関する相談対応や申立支援等 ○障がいによる判断能力の低下や親族が不在の場合の、市長による審判申立 ○経済的困窮により、後見人等に報酬を支払えない被後見人等に対し、報酬の全部又は一部を助成 障がい者へのアンケートの結果、約半数の方が成年後見制度を知らないと回答されていることから、今後も成年後見制度の周知に努めていきます。
5	行政等における配慮、相談支援の充実	・気軽に相談できる窓口にしていただきたい。 ・窓口の職員には親身になって相談を受けてもらいたい。 ・障がい者相談支援専門員を設置してもらいたい。 ・生活の自立、社会的自立、経済的自立、精神的自立、障がい者の自立も多種多様かと思いますが、一人一人に寄り添った細やかな対応のできる職員の育成に努めてほしい。	○障がい福祉課では、手話通訳士2名を配置するとともに筆談ボードを設置して聴覚障害者も相談しやすい環境を整えています。 ○障がい者理解の促進と合理的配慮(※)の実施のため、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する延岡市職員対応要領」を策定し、全職員に周知しています。 ○障がい者相談支援専門員については、市内19か所の相談支援事業所においてサービス利用計画の作成等の支援を行っています。 ○障がい福祉課では、障がいの種類や等級に応じた対応が行えるように、職員研修等を行っていきます。 ○「医療・介護・福祉」と「子育て・教育」の2つの分野を中心に、各種相談に対応するために専門的な職員を配置したなんでも総合相談支援センターを設置していますのでお気軽にご相談ください。 ※「合理的配慮」とは、障がい者に対し、個別の状況に応じて行う配慮のことです。

番号	種別	意見の概要	本市の考え方
6	雇用・就労	就労継続支援A型・B型、生活介護施設の数が少ないのではないかと感じる。疾病・障がいの状態にあった仕事も含む。（施設の規模や職員スタッフの人数の関係もあるのだけれど）	○令和6年度中の事業所数の変動 就労継続支援A型 4事業所→6事業所 就労継続支援B型 18事業所→17事業所 生活介護 13事業所→14事業所 ○令和5年度に策定した障がい福祉計画では、障がい福祉サービスごとに必要なサービス量として延利用日数と実利用者数を見込んでいますが、令和6年度時点では現在の事業所数で実利用者見込数を賄っている状況です。
7	保健・医療	早期医療体制の整備は大事なことだと思います。早期発見・早期療育できれば、その子にとって暮らしやすくなるし、親が子に対する態度・働きかけも変わってくるのではないかと、親子関係も良くなるだろうと期待します。	下記の健康診査等を通して、早期発見・早期治療につなげていきます。 ○妊婦・乳児健康診査、産婦健康診査、7か月児健康相談、幼児健康診査（1歳6か月児、3歳児、5歳児）での発育確認による支援・指導 ○母子保健訪問指導、こども家庭サポートセンターによる妊産婦・保護者・家庭への支援
8	人材確保・育成	「社会福祉士及び精神保健福祉士の養成」に力を入れていただきたい。	○九州医療科学大学では、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格取得が可能となっています。 ○本市では、福祉事務所として九州医療科学大学の社会福祉士及び精神保健福祉士の実習生を受け入れています。実習生が資格取得後に地域の福祉の担い手となってくれるように支援していきます。
9	人材確保・育成	ボランティアにも資格を与えてほしい（持ってほしい）。	○延岡市聴覚障害者協会及び延岡愛盲協会に委託して、手話・音訳・点訳奉仕員の養成を行っています。
10	人材確保・育成	障がい児・者を支える人材不足が深刻な問題ではないかと思えます。手話・音訳・点訳奉仕員が少なく、それぞれ負担が大きいのではと心配します。	○手話奉仕員は各種イベントで、音訳・点訳奉仕員は広報の翻訳等で活躍いただけていますが、人手不足・高齢化が懸念されます。例年、奉仕員に新規登録される方が複数名いますので、その方々がその後の活動につながるような取組を進めていきます。

番号	種別	意見の概要	本市の考え方
11	人材確保・育成	福祉関係の仕事で一番の問題点は人員不足ではないかと思います。仕事が大変なのに年収が少ない。これではこの仕事を一生の仕事と考える人は少ないのではないかと思います。年収アップに向けて、市・県・国で考えてもらいたいものです。	○厚生労働省の調査によると、令和2年の賞与込み給与月額が全産業平均35.2万円に対して、障がい福祉関係職員の平均が29.5万円となっています。 ○障がい福祉関係職員の年収につきましては、令和6年度の国による障害福祉サービス等報酬改定で新たな処遇改善加算が創設されたことにより、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップが実施されています。 ○あわせて職員定着促進・業務効率化のために、人員基準の見直しやICTの活用等も進められています。 ○市としましては、今後も国の動向を把握し、必要な情報の提供や支援を行っていきます。
12	相談支援の充実	障がい者が安心して相談できる相手に民生委員の割合が2%と極端に低くなっている。これは障がい者家族が相談相手として全く考えていないと結果が出ています。民生委員についてはなかなか手がいないと聞きますが、民生委員がもっと地域に密着できるよう関係機関の構築をお願いします。	○障がいに関する相談先は、主に病院・市役所・障がい関係事業所で、それぞれの役割が明確化されていることから、民生委員さんへの相談割合が低くなっているものと考えられます。 ○障がい福祉分野では、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として延岡市基幹相談支援センターを令和3年3月に設置しており、民生委員さんやその他の関係機関との連携を進めています。
13	生活環境	「避難の方法」に力を入れていただきたい。	○災害時に各地域の住民がお互いに助け合う「共助」のため、各地域では自主防災組織の結成が進んでいます。 ○市では、自主防災組織や福祉専門職等と連携を図り、障がい者の避難支援等を実施するための個別避難計画の作成を進めているところです。 ○関係機関との連携の下で医療的ケア児の避難訓練も実施しています。 ○その他にも、避難情報を迅速に提供するためのシステムの整備と周知にも取り組んでいます。
14	生活支援 連携体制の構築	障がいがかかえて色々と思い悩んでいる人は多いと思われます。実際、身内にも障がいのある成人した子どもと生活しながら仕事をしている者がいます。色々考えた末に前に住んでいた大分へ障がい者を対象としたダンス教室に楽しみを見つけて親子で週一で通い始めました。延岡市も街中に住んでいれば色々とできる事もあるのでしょうか、田舎で生活していると通所の車も来なくて、月に何日かは市から（？）指導員の方が見えているようですが。障がい者に対しての色々な取り組み頭が下がるようなプランですが、すみずみまで行き届いて欲しいと思います。	○第5次延岡市障がい者プランに記載している施策については、市民の皆様幅広く活用していただきたいと考えています。 ○通所等のサービスに関する相談については、相談窓口として市内3か所に基幹相談支援センターを設置しています。センターごとに担当地域が決まっており、市内全域を網羅していますので、お住いの地域の担当センターまでご相談ください。 ○障がいに関する悩みは障がいの種類や等級、お住まいの環境などにより様々なものがあると考えられます。障がい福祉課やなんでも総合相談センターまでご相談ください。

番号	種別	意見の概要	本市の考え方
15	親なき後の支援	「支援者がなくなった時の事」に力を入れていただきたい。	本市では「親なき後の支援」も見据え、下記の施策等に取り組みます。 ○地域生活支援拠点等の整備 障がい者やその家族が安心して生活ができるよう下記の整備・取組を実施しており、今後もさらに充実・強化していきます。 〔基幹相談支援センターの整備〕 障がい者やその家族等の障がいに関する様々な困り事や悩み事を支援する地域に密着した相談窓口となる基幹相談支援センターを3か所整備しています。 〔障がい者緊急時支援〕 在宅の障がい者に対して、介護者の急病等により居宅で生活が困難になった場合に、一時的に施設で保護します。 〔障がい者雇用倍増実現事業〕 中小企業に対して障がい者の雇用の促進・定着を支援するため、障がい者を雇用した中小企業等に雇用奨励補助金を交付するほか、雇用する企業にアドバイスをを行うスーパーバイザー支援等を行っています。 〔医療型短期入所施設整備〕 医療的ケア児等の受け皿となる医療型短期入所施設が2か所（共立病院・延岡市医師会病院）整備されましたが、今後も拡充に向けた取組を進めていきます。
16	親なき後の支援	親なき後の支援の問題は、今すぐにでも起こりうる問題だと思います。早急に進めて行ってもらいたいです。	
17	親なき後の支援	わかあゆ支援学校の跡地の活用はぜひ進めていただきたいです。	
18	親なき後の支援 啓発・広報	親（保護者）のいなくなった”親なき後”の障がい者の生活を守る施策に重点を置いて欲しい。親（保護者）としては、自分がいなくなった後の障がい者の心配ばかりしています。財産を相続しても生活保護が受けられるとか後見人の充実他をお願いします。	○障がい児・者総合支援拠点の整備 『「衣・医・食・職・住」ごちゃまぜでつながる安心創造拠点』をコンセプトを掲げ、広く地域のつながりの受け皿となるとともに、わかあゆ支援学校跡地を候補地として総合的な支援拠点の整備を目指しています。 ○生活保護 生活保護につきましては、本人や保護者の資産の状況等によりしますので、個別にご相談をお受けすることとなります。なお、事前の相談も可能となっています。 ○成年後見人 後見人につきましては、「意見番号4」に記載のとおり、成年後見人等の確保や制度利用促進等に取り組んでいきます。